

高圧ガス保安法に基づく 冷凍機設置に関する諸手続について

鹿児島県消防保安課

平成 26 年 11 月 20 日（制定）
令和 7 年 3 月 7 日（改訂）

目

次

1	許可と届出について	1
2	冷凍能力の算定について	2
3	第一種製造者の手続	4
4	第二種製造者の手続	13
5	高圧ガス製造事業者の地位の承継手続	16
6	高圧ガス保安法における事故発生時の対応	17

1 許可と届出について

高圧ガス保安法（以下「法」という）及び冷凍保安規則（以下「冷凍則」という）に基づき、冷凍設備を設置しようとする際は、1日の冷凍能力（法定冷凍能力）に応じた手続が必要です。

なお、付属冷凍設備については、一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則（以下「一般則等」という。）が適用されるため、この手引きの対象外です。

下記の表を参考にしてください。

冷媒	区分	規制体系			
第一種ガス（※）	通常	適用除外	5 その他製造者	20 第二種製造者	50 (トン) 第一種製造者
	ユニット型	適用除外	5 その他製造者	20 第二種製造者	50 (トン) 第一種製造者
	指定設備				50 (トン) 第二種製造者
（フルオロカーボン以外）	通常	適用除外	3 その他製造者	5 第二種製造者	20 第一種製造者
	アンモニア	適用除外	3 その他製造者	5 第二種製造者	20 第一種製造者
上記以外のガス	通常	適用除外	3 第二種製造者	5 第一種製造者	20 第一種製造者
	ユニット型	適用除外	3 第二種製造者	5 第一種製造者	20 第一種製造者

※ 第一種ガス

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気

2 冷凍能力の算定について

冷凍能力の算定基準は、冷凍設備のタイプ別に定められています。

- ・ 冷凍能力の算定基準（冷凍則第5条）

- ア 遠心式圧縮機を使用する製造設備

圧縮機の原動機の定格出力 1.2 kW → 1 トン／日

- イ 吸収式冷凍設備

発生器を加熱する1時間の入熱量 27,800 kJ → 1 トン／日

- ウ 自然環流式冷凍設備及び自然循環式冷凍設備

$R = Q \times A$ トン／日

R：1日の冷凍能力（単位：トン）の数値

A：蒸発部等の冷媒接触表面積（単位：平方メートル）

Q：冷媒ガスの種類に応じて定められた数値

- エ 往復動式等その他の圧縮機を使用する製造設備（ア～ウ以外のもの）

$R = V / C$

R：1日の冷凍能力（単位：トン）の数値

V：ピストン押しのけ（相当）量

①多段圧縮，多元冷凍方式： $V_H + 0.08 V_L$

②回転ピストン式： $60 \times 0.785 t n (D^2 - d^2)$

③その他の方式：圧縮機の標準回転速度における1時間（単位：m³）のピストン
押しのけ量の数値

C：冷媒ガスの種類に応じて定められた数値

オ エの往復動式等その他の圧縮機を使用する製造設備により，ウの自然循環式冷凍設備の冷媒ガスを冷凍する製造設備は，エの往復動式等その他の圧縮機を使用する製造設備の算定式と同じ。

- ・ 冷凍能力の合算（冷凍則第3条，通達（冷凍則第3条関係））

冷凍則の適用を受ける設備を設置する場合には、「一つの冷凍設備」を「一つの事業所」とみなし、「事業所」ごとに許可又は届出が必要になります。

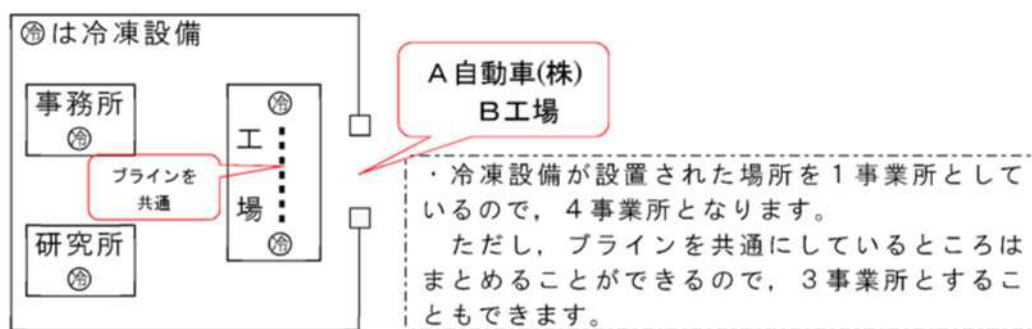
また、次のものも「一つの冷凍設備」としています。

- ア 冷媒ガスが配管により共通となっている冷凍設備
- イ 冷媒系統を異にする2以上の設備が社会通念的に一つの規格品と考えられる設備（機器製造業者の製造事業所において冷媒設備及び圧縮機用原動機を1の架台上に一体に組み立てるもの又はこれと同種類のもの）内に組込まれたもの
- ウ 二元以上の冷凍方式による冷凍設備
- エ モーター等圧縮機の動力設備を共通にしている冷凍設備

※「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」が平成26年7月14日付けで改正になり，次のように変更になりました。

ブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については，これらをまとめて「1つの冷凍設備」として解することができます。

これまでは、「1つの冷凍設備と考えられる設備」の定義のうち，ブラインを共通にしている2以上の設備については，一部条件を除き「1つの冷凍設備」と解釈していましたが，申請者及び申請を受ける側双方において望むように，「1つの冷凍設備」として扱っても，分割で取り扱っても構わないとされました。



- ・ 法に規定する許可を受けるべき者（通達(法第5条関係)）

高圧ガスの製造等の許可を受けるべき者は，実際に高圧ガスの製造等に携わる者（法人又は個人）です。したがって例えば甲と乙で高圧ガスの充てん作業について，請負契約が成立し，甲が乙から請け負って実際に高圧ガスの充てん作業に携わる時は許可を受けるべき者は甲となります。

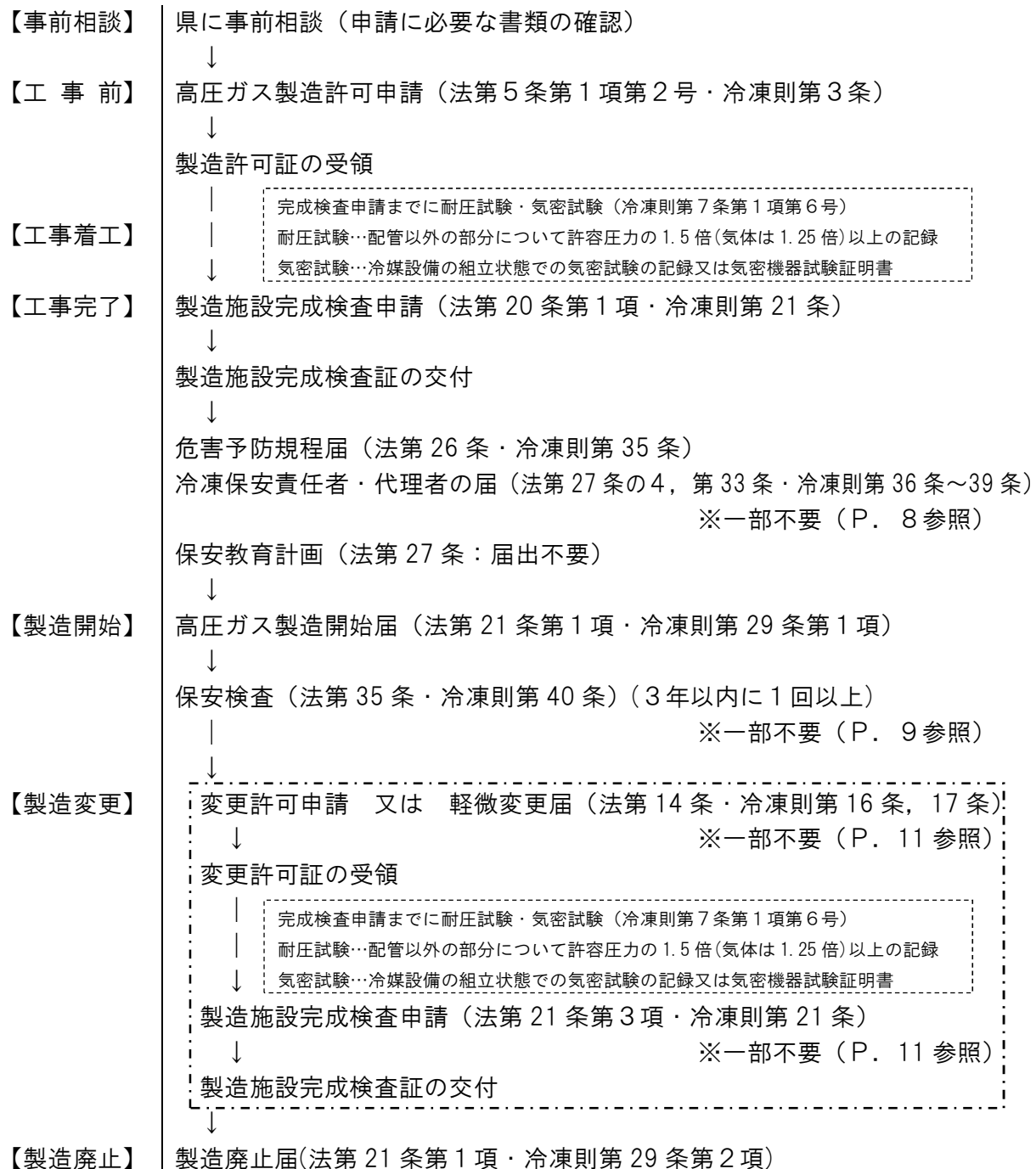
- ・ 付属冷凍設備

一般の高圧ガスや液化石油ガスの製造設備を冷却するための冷凍設備をいい，付属冷凍設備は冷凍則ではなく，一般則等での許可又は届出が必要です。

3 第一種製造者の手続

次のフローに従って、手続を行ってください。

○手続フロー



○提出書類

・ 高圧ガス製造許可

ア 「高圧ガス製造許可申請書」(様式第1)

イ 添付書類(大きさはA4版とし、図面等は折りたたんでA4版にしてください。)

申請者区分		添付書類	備 考
法人	個人		
○	○	・ 製造計画書 ・ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準への対応 ・ 添付資料	冷凍則第3条第2項の内容 ・ 製造の目的 ・ 製造設備の種類 ・ 1日の冷凍能力 ・ 圧縮機の性能 ・ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項 ・ 移設、転用、再使用又はこれらの併用に係る冷媒設備は当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録 技術上の基準について各項目ごとに対応状況を記入してください。 次の資料を添付する。 ①事業所全体平面図 ②製造施設の位置及び付近の状況を示す図面 ③製造工程の概要を説明した書面及び図面 ④フローシート又は配管図 (高圧部を赤、低圧部を黄、ブラインを青等に区分すること) ⑤高圧ガス製造施設配置図 ⑥機器等一覧表 ⑦処理・貯蔵能力の計算書 ⑧高圧ガス設備の強度計算書 (特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く) ⑨耐震設計構造物に係る計算書 ⑩高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
○		法人登記事項証明書	
	○	住民票	

- ・ 高圧ガス完成検査申請

- ア 「製造施設完成検査申請書」(様式第7)

- イ 添付書類

- ・ 耐圧試験合格証明書…配管以外の冷媒設備について許容圧力の1.5倍(気体は1.25倍)以上の記録
 - ・ 気密試験合格証明書…設備の組立状態での気密試験記録又は気密機器試験証明書

- ・ 危害予防規程

第一種製造者は高圧ガスによる災害の発生を防止するため、事業所の状況に応じて、以下の事項を記載した「危害予防規程」を定め、知事に届け出なければなりません。

変更した場合も同様です。

○届出書類

- ア 「危害予防規程届書」(様式第20)

- イ 危害予防規程

なお、変更した場合の届出は、変更した箇所が分かるように改訂前・後の変更部分の一覧表を添付してください。

※危害予防規程に定める事項

(冷凍則第35条第2項)

- ア 法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関すること。
 - イ 保安管理体制及び冷凍保安責任者の行うべき職務の範囲に関すること。
 - ウ 製造設備の安全な運転及び操作に関すること(アに掲げるものを除く。)
 - エ 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること(アに掲げるものを除く。)
 - オ 製造施設の増設に係る工事及び修理作業の管理に関すること
(アに掲げるものを除く。)
 - カ 製造施設が危険な状態となったときの措置及びその訓練方法に関すること。
 - キ 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。
 - ク 協力会社の作業の管理に関すること。
 - ケ 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関すること。
 - コ 保安に係る記録に関すること。
 - サ 危害予防規程の作成及び変更の手続きに関すること。
 - シ アからサまでに掲げる他、災害の発生防止のために必要な事項に関すること。

(同条第5項)

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域（鹿児島県は出水市以外，全市町村が該当）内で，知事が設定する津波浸水想定で水深 30cm 以上の浸水が想定される区域にある事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業者は除く）は，以下についても危害予防規程に追加する。

ア 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難確保に関すること。

イ 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

(同条第9項)

津波防災地域づくりに関する法律により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所は以下についても危害予防規程に追加する。

ア 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

イ 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

ウ 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

エ 津波による製造設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。

オ 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、消火設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

カ 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

・ 保安教育計画

第一種製造事業者は，従業者に対する保安教育計画を定め，忠実に実行しなければなりません。なお，保安教育計画は知事に届け出る必要はありません。

- ・ 冷凍保安責任者の選任等

冷凍設備を安全に維持管理していくためには、冷凍設備の知識・経験を有する者が設備を管理する必要があります。

このため次の「選任不要の場合」を除き、有資格者の冷凍保安責任者及び同代理者を選任して、冷凍設備の保安について監督を行わせることが義務付けられています。

【選任不要の場合】（冷凍則第 36 条第 2 項及び第 3 項）

①冷媒ガスが第一種ガスの場合

- ・ 第二種製造施設，ユニット型製造設備，認定指定設備，冷媒ガスがフルオロカーボン 114 である製造施設

②冷媒ガスがフルオロカーボン（第一種ガス以外）又はアンモニアの場合

- ・ 20トン未満の第二種製造施設，ユニット型製造設備

③冷媒ガスが上記以外の場合

- ・ 第二種製造施設，ユニット型製造設備

選任する場合は、次の表の製造施設の区分に応じた者を選任してください。

法定冷凍能力	必要な製造保安責任者免状	製造に関する経験
300 t / 日以上	第一種冷凍機械責任者免状	法定冷凍能力 100 t / 日以上で 1 年以上の経験
100 t / 日以上 300 t / 日未満	第一種冷凍機械責任者免状又は 第二種冷凍機械責任者免状	法定冷凍能力 20 t / 日以上で 1 年以上の経験
100 t / 日未満	第一種冷凍機械責任者免状， 第二種冷凍機械責任者免状又は 第三種冷凍機械責任者免状	法定冷凍能力 3 t / 日以上で 1 年以上の経験

○届出書類

「冷凍保安責任者届書」（様式第 21）又は「冷凍保安責任者代理者届書」（様式第 22）

選任の場合には免状の写しと実務経験証明書（様式は任意）を必ず添付してください。

※ 冷凍取扱責任者の選任（県指導事項）

- ・ ユニット型のみの製造施設のうち、本来ユニット型でなければ、上記の冷凍保安責任者を選任する必要のある事業所については、施設の維持管理を適切に行うため、「冷凍取扱責任者」を選任するようにしてください。代理者の選任も必要です。

- ・ 資格及び経験は不要です。

ただし、製造施設の維持管理を行っている方を選任してください。

- ・ 同一事業者が、同一敷地内に複数の冷凍事業所を設置している場合で、同一人物が複数の冷凍設備の保安管理をしている場合は、同一人物を複数の冷凍事業所の取扱責任者に選任することが出来ます。

- ・ 製造開始届

完成検査が終了し、完成検査証の交付を受け、高圧ガスの製造を開始した場合には、事後に遅滞なく、「高圧ガス製造開始届書」（様式第 15）を提出してください。

- ・ 保安検査

高圧ガスの製造許可を受けた第一種製造者は、下記の施設を除き、製造許可の完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から 2 年 11 か月を超えない日まで、保安検査申請書を提出しなければなりません。

保安検査は鹿児島県知事，鹿児島県冷凍設備保安協会（高圧ガス保安協会 鹿児島県冷凍教育検査事務所）で実施できます。

（冷凍則第 40 条：「特定施設」に該当しない施設）

- ① ヘリウム，フルオロカーボン 21，フルオロカーボン 114 を冷媒とする製造施設
- ② 製造施設のうち認定指定設備の部分

（申請先）

ア 鹿児島県危機管理防災局消防保安課保安係

住所：〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号（鹿児島県庁舎 6 階）

電話：099-286-2262（直通）

鹿児島県大島支庁総務企画課商工観光係（大島管内）

住所：〒894-8501

奄美市名瀬永田町 17-3

電話：0997-57-7215（直通）

イ 鹿児島県冷凍設備保安協会（高圧ガス保安協会 鹿児島県冷凍教育検査事務所）

住所：〒892-0823

鹿児島市住吉町 4-6 富ビル 2 階

電話：099-222-7069

・ 製造施設の変更許可申請

製造のための施設の位置，構造若しくは設備の変更の工事をし，又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとする際は，変更の許可を要します。

変更の許可を受けた後でなければ変更工事に着手することはできません。

また，完成検査に合格した後でなければ，変更部分に係る高圧ガスの製造（冷凍機の運転）はできません。（完成検査不要の変更工事を除く。）

ただし，これらの変更の工事等を行う場合でも，変更許可ではなく軽微変更届の場合や，許可・届を要しない場合もありますので，次ページを参照してください。

ア 「高圧ガス製造施設等変更許可申請書」（様式第４）

イ 添付書類（大きさはＡ４版とし，図面等は折りたたんでＡ４版にしてください。）

申請者区分		添付書類	備 考
法人	個人		
○	○	・ 高圧ガス製造施設等変更明細書 ・ 法第８条第１号及び第２号の技術上の基準への対応 ・ 添付資料	冷凍則第３条第２項(下記)のうち変更部分 ・ 製造の目的 ・ 製造設備の種類 ・ １日の冷凍能力 ・ 圧縮機の性能 ・ 法第８条第１号及び第２号の技術上の基準に関する事項 ・ 移設，転用，再使用又はこれらの併用に係る冷媒設備は当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録 技術上の基準について各項目ごとに対応状況を記入してください。 次の資料（変更部分）を添付する。 ①事業所全体平面図 ②製造施設の位置及び付近の状況を示す図面 ③製造工程の概要を説明した書面及び図面 ④フローシート又は配管図 （高圧部を赤，低圧部を黄，ブラインを青等に区分すること。） ⑤高圧ガス製造施設配置図 ⑥機器等一覧表 ⑦処理・貯蔵能力の計算書 ⑧高圧ガス設備の強度計算書 （特定設備，指定設備及び大臣認定品を除く。） ⑨耐震設計構造物に係る計算書 ⑩高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

変更工事内容と手続一覧（※判断に迷う場合は事前にご相談ください。）

許可 又は 届出	許可申請も 完成検査申請 も必要	許可申請は必要 完成検査申請は不要	工事後に軽微変更届	不要
変更 工事 内容	特定変更工事 完成検査不要 の変更工事以 外の、許可を 必要とする変 更工事	特定変更工事となら ない工事 冷凍能力の変更が変 更前の 20%以内であ る製造設備の取替工 事で次の全てを満た すもの ・耐震設計構造物で ない ・可燃性ガス及び毒 性ガスを冷媒とす る冷媒設備でない ・冷媒設備に係る切 断，溶接を伴わな い	軽微な変更の工事 ①独立した製造設備 の撤去の工事 ②冷凍能力の変更が 伴わない製造設備 の取替工事で次の 全てを満たすもの ・耐震設計構造物で ない ・可燃性ガス及び毒 性ガスを冷媒とす る冷媒設備でない ・冷媒設備に係る切 断，溶接を伴わな い ③製造設備以外の製 造施設に係る設備 の取替えの工事 ④認定指定設備の設 置の工事 ⑤指定設備認定証が 無効とならない認 定指定設備に係る 変更の工事	軽微な変更の工事にも該当 しない。 ①警戒標・標識類の取替え 又は増設 ②消火器の取替え又は増設 ③塗装の塗替え ④防護柵の取替え又は増設 ⑤照明設備の取替え又は設 置（防護性能が必要のな い場所に限る） ⑥同種の接地設備への取替 え ⑦検知警報設備への取替え ⑧消耗品（例えばボルト・ ナット，パッキン，ガス ケット，シール材，断熱 材，ポンプのローター， 圧縮機のピストンリン グ，蓄電池，散水・噴霧 ノズル，除害剤，除害の ための作業に必要な防毒 マスクその他の保護具， 圧力計・温度計（同一方 式の取替えに限る）等） の取替え
根拠 法令	法第 20 条	冷凍則第 23 条	冷凍則第 17 条第 1 項	冷凍則の運用及び解釈につ いて第 17 条関係

・ 軽微な変更の工事の届出

製造施設の変更の工事のうち，定められた軽微な変更の工事をした時は，工事の完成後に遅滞なく知事に届出をすることとなっています。「高圧ガス製造施設軽微変更届書」（様式第 5）に変更の概要を記載した書面を添えて提出してください。

・ 製造施設の廃止

高圧ガスの製造を廃止した場合は，事後に遅滞なく「高圧ガス製造廃止届書」（様式第 16）を提出してください。廃止届には廃止する施設の製造許可証の写しと冷媒ガスが冷凍設備内になくなったことを証明する書類（フロン類回収・破壊証明書・写真等）を添付してください。

高圧ガスの製造を廃止した場合は，危険防止の措置として冷凍機の動力の切断，冷媒の抜き取り回収，潤滑油抜き取り等を行って，運転が出来ないようにしてください。

フロン類の回収については，適切に処理してください。

申請手数料

製造許可，変更許可，完成検査及び保安検査の手数料は，「鹿児島県手数料徴収条例」で定められています。手数料の額は下表のとおりで，設備の冷凍能力等に応じて異なりますので注意してください。

納付には鹿児島県収入証紙を使用します。

必要額の確認をしますので，申請書には貼らずに持参してください。

なお，鹿児島県収入証紙は「収入証紙販売所」で取り扱っています。

手数料は改正されることがありますので，常に最新の額を確認してください。

【製造許可】

冷 凍 能 力	許可手数料（円）	完成検査手数料（円）
3,000 ト以上	110,000	82,500
1,000 ト以上～3,000 ト未満	87,000	65,250
300 ト以上～1,000 ト未満	68,000	51,000
100 ト以上～ 300 ト未満	54,000	40,500
20 ト以上～ 100 ト未満	36,000	27,000

【変更許可】

増 加 冷 凍 能 力	許可手数料（円）	完成検査手数料（円）
3,000 ト以上	69,000	51,750
1,000 ト以上～3,000 ト未満	62,000	46,500
300 ト以上～1,000 ト未満	55,000	41,250
100 ト以上～ 300 ト未満	38,000	28,500
0 ト 超～ 100 ト未満	30,000	22,500
その他（冷凍能力の増加なし）	16,000	12,000

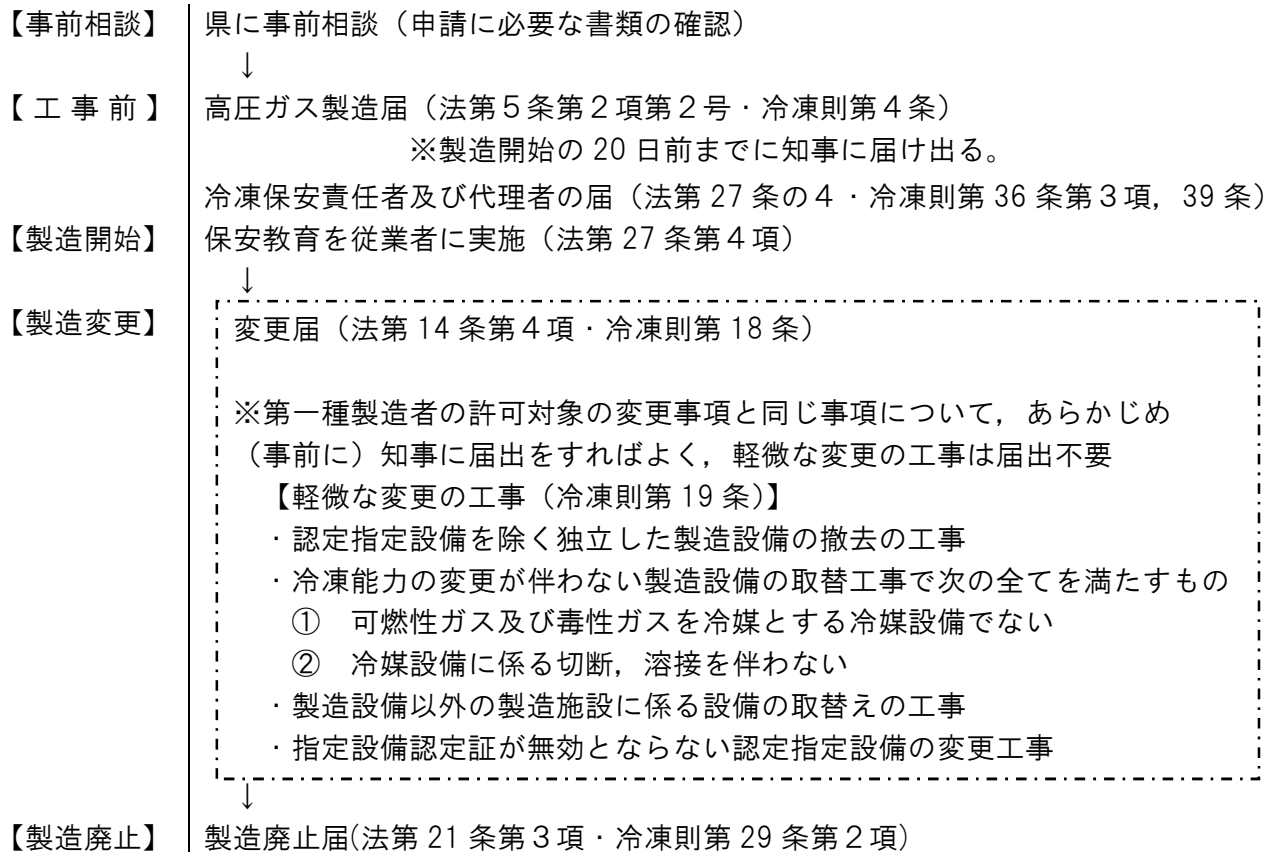
【保安検査】

冷 凍 能 力	保安検査手数料（円）
3,000 ト以上	120,000
1,000 ト以上～3,000 ト未満	95,000
300 ト以上～1,000 ト未満	76,000
100 ト以上～ 300 ト未満	60,000
20 ト以上～ 100 ト未満	42,000

4 第二種製造者の手続

次のフローに従って、手続を行ってください。

○手続フロー



○提出書類

・ 高圧ガス製造届

ア 「高圧ガス製造届書」(様式第2)

イ 添付書類(大きさはA4版とし、図面等は折りたたんでA4版にしてください。)

申請者区分		添付書類	備 考
法人	個人		
○	○	・ 製造施設等明細書 ・ 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準への対応 ・ 添付資料	冷凍則第4条第2項の内容 ・ 製造の目的 ・ 製造設備の種類 ・ 1日の冷凍能力 ・ 圧縮機の性能 ・ 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項 ・ 移設、転用、再使用又はこれらの併用に係る冷媒設備は当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録 技術上の基準について各項目ごとに対応状況を記入してください。 次の資料を添付する。 ①事業所全体平面図 ②製造施設の位置及び付近の状況を示す図面 ③製造工程の概要を説明した書面及び図面 ④フローシート又は配管図 (高圧部を赤、低圧部を黄、ラインを青等に区分すること。) ⑤高圧ガス製造施設配置図 ⑥機器等一覧表 ⑦処理・貯蔵能力の計算書 ⑧ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(特定設備の場合は特定設備検査合格证、指定設備の場合は指定設備認定証、大臣認定品の場合は認定試験者試験等成績書)の写し
○	○	法人登記事項証明書 住民票	

・ 冷凍保安責任者の選任等

(P. 8 参照)

・ 変更届

ア 「高圧ガス製造施設等変更届書」(様式第6)

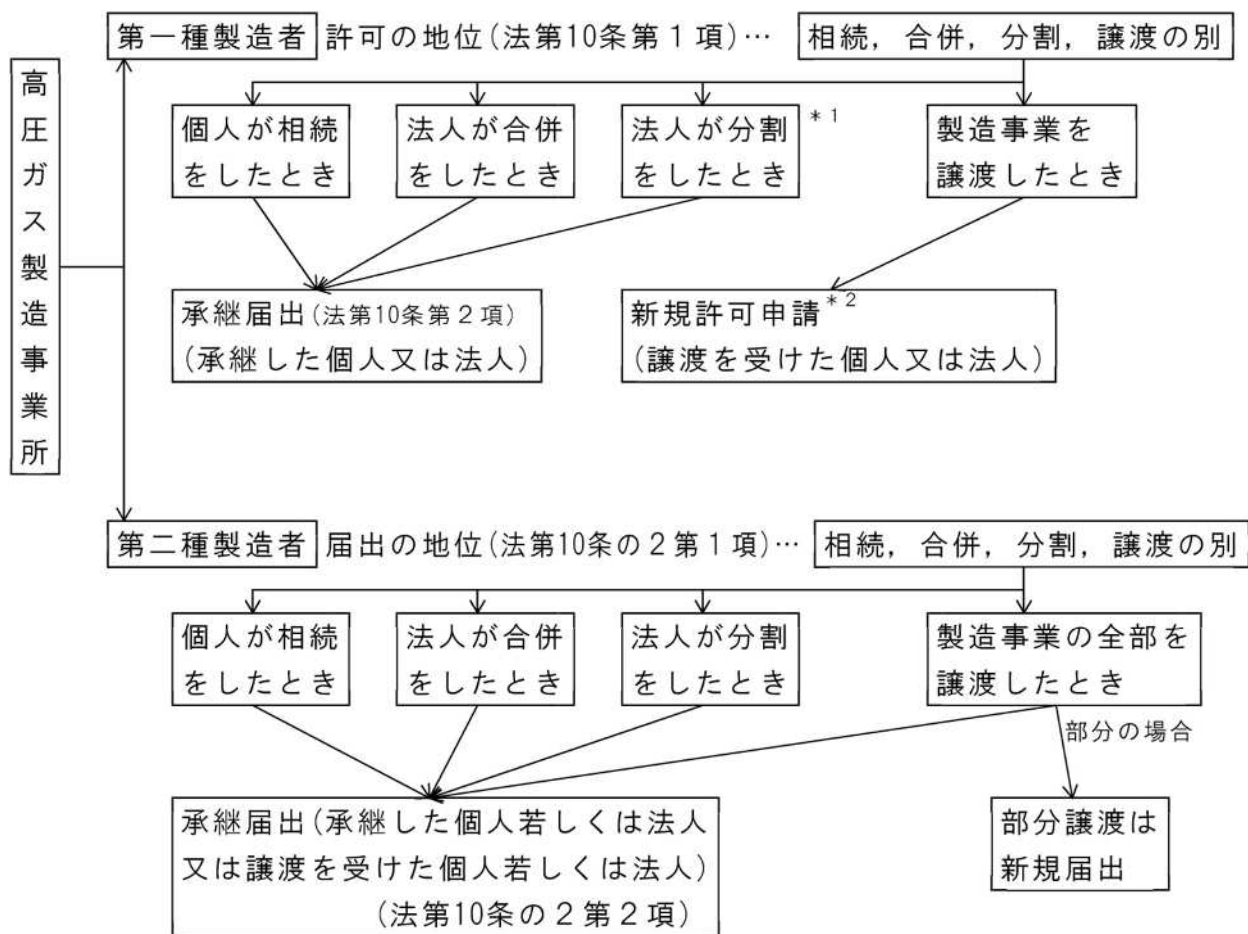
イ 添付書類(大きさはA4版とし、図面等は折りたたんでA4版にしてください。)

申請者区分		添付書類	備 考
法人	個人		
○	○	・ 製造施設等明細書 ・ 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準への対応 ・ 添付資料	冷凍則第4条第2項(下記)のうち変更部分 ・ 製造の目的 ・ 製造設備の種類 ・ 1日の冷凍能力 ・ 圧縮機の性能 ・ 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項 ・ 移設、転用、再使用又はこれらの併用に係る冷媒設備は当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録 技術上の基準について各項目ごとに対応状況を記入してください。 次の資料(変更部分)を添付する。 ①事業所全体平面図 ②製造施設の位置及び付近の状況を示す図面 ③製造工程の概要を説明した書面及び図面 ④フローシート又は配管図 (高圧部を赤、低圧部を黄、ラインを青等に区分すること。) ⑤高圧ガス製造施設配置図 ⑥機器等一覧表 ⑦処理・貯蔵能力の計算書 ⑧ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(特定設備の場合は特定設備検査合格证、指定設備の場合は指定設備認定証、大臣認定品の場合は認定試験者試験等成績書)の写し

(4) 製造施設の廃止

高圧ガスの製造を廃止した場合は、事後に遅滞なく「高圧ガス製造廃止届書」(様式第16)を提出してください。廃止届には廃止する施設の製造届の写しと冷媒ガスが冷凍設備内になくなったことを証明する書類(フロン類回収・破壊証明書・写真等)を添付してください。

5 高圧ガス製造事業者の地位の承継手続（冷凍以外の高圧ガスも含む。）



* 1 分割…許可に係る事業所全部を承継させるものに限る。

(1つの事業所が複数の事業所に分割されるものは該当しない。)

* 2 新規許可は必要だが, 完成検査は不要 (法第20条第2項)

○ 個人が事業体を法人化する場合 (及びその逆) は新たに許可, 届出が必要

6 高圧ガス保安法における事故発生時の対応（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領より）

○高圧ガスに係る事故

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの製造，貯蔵，販売，移動その他の取扱，消費及び廃棄並びに容器の取扱中に発生した事故等で，次に掲げるものをいいます。

なお，高圧ガス保安法の法令違反があり，その結果として，災害が発生した場合には，高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱います。

- ① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したもの）
- ② 火災（設備等において，燃焼現象が生じたもの）
- ③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの）

ただし，以下のいずれかの場合は除く。

- 1）噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって，噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり，噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって，かつ，人的被害のない場合
- 2）完成検査，保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって，かつ，人的被害のない場合
- ④ 破裂・破損等（設備等の破裂，破損又は破壊等が生じたもの）
- ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難）
- ⑥ 高圧ガスの製造のための施設，貯蔵所，販売のための施設，特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき
- ⑦ その他

○事故の分類

被害状況により次のとおり分類される。

・ A級事故

次のいずれかに該当する事故

- ① 死者5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上の事故
- ③ 死者及び負傷者が合計して30名以上の事故
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって，大災害に発展するおそれがある事故

- ・ B級事故

A級事故以外の事故で次の「B 1 級事故」又は「B 2 級事故」のいずれかに該当する事故

1) B 1 級事故

- ① 死者1名以上4名以下の事故
- ② 重傷者2名以上9名以下の事故
- ③ 負傷者6名以上29名以下の事故
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故

2) B 2 級事故

同一事業所において、A級事故、B級事故又はC 1 級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC 1 級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

- ・ C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の「C 1 級事故」又は「C 2 級事故」のいずれかに該当する事故

1) C 1 級事故

- ① 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）があった事故
- ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故
- ④ 反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故

2) C 2 級事故

C 1 級事故以外の事故

○事故時の通報連絡

事故が発生した場合は、速やかに事故の概要を電話で連絡するとともに、次ページの「事故急報における報告」を記入し、メールかFAXで送付してください。

その後は、通報連絡先からの指示に従ってください。

（通報連絡先）

- ・ 鹿児島県危機管理防災局消防保安課保安係

電 話：099-286-2262

メール：hoan@pref.kagoshima.lg.jp

FAX：099-286-5521

- ・ 鹿児島県大島支庁総務企画課（大島管内）

電 話：0997-57-7215

メール：oosima-shoukan@pref.kagoshima.lg.jp

FAX：0997-57-7219

事故急報における報告

作成日時： 年 月 日

報告者：

1. 事故の種類：高圧ガス保安法（一般ガス・液化石油ガス・冷凍ガス）

2. 発生日時（曜日）：時間は24時間呼称による
年 月 日（ ） 時 分に発生

3. 発生場所

4. 事故の概要

5. 被害の状況：

6. 原因

7. 都道府県がとった措置（県で記入）

8. 法令違反の有無（有・無）

9. 事故の対策（事故への対応状況と今後の事故防止対策）

10. その他